平成26年6月定例会 経済文教委員会委員長報告

13番 宮崎 治夫でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました諸議案並 びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております経済文教委員会決定報告 書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申 し上げます。

初めに、議案第78号 平成26年度長野市一般会計補正予算、歳出、第10款 教育 費、第2項 小学校費について申し上げます。

旧後町小学校解体事業は、同校の跡地に、新県立大学の学生寮を建設する計画があることから、校舎、体育館等を解体するものであります。

旧後町小学校は、137年という長い歴史を持ち、閉校後においても体育館は地域の皆さんに利用され、また、敷地内には学校関係者や地域の皆さんに愛着を持って育てられたソメイヨシノなどの樹木が約170本あります。

教育委員会では、校舎等の解体については、住民自治協議会を中心とする地域の皆 さんとの話合いを重ねながら進めてきたとのことであります。

解体に当たり、代替の体育施設をどうするか、また、樹木については道路後退や倒木の危険などを考慮し、どれを残して、どれを伐採せざるを得ないか、更に詰めていく必要があります。

教育委員会においては、地域の皆さんに対し丁寧に説明するなど、事業を慎重に進めていくよう要望いたしました。

続きまして、教育委員会の所管事項について申し上げます。

コミュニティスクール支援事業は、教育委員会が保護者や地域と学校との連携強化 を掲げ、今年度から各学校の取組を支援する事業として実施しております。

モデル校の募集では、小・中学校 33 校から応募があり、学校規模や地域の取組状況を考慮して、小・中学校 8 校を選定し、現在は、コーディネーターの人選や組織づ

くりの事例を紹介するとともに、研修会の開催などを行っております。

事業の実施に当たっては、住民自治協議会はもとより、地域、保護者、PTAの皆さんに対し、事業の方針、イメージ、内容を丁寧に説明して進めるよう要望いたしました。

次に、商工観光部及び教育委員会に共通して、スポーツコンベンション誘致の推進 体制について申し上げます。

スポーツの国際大会や全国大会、オリンピックの事前合宿などのスポーツコンベンションは、オリンピック施設等の有効活用と交流人口の拡大による経済波及効果など多面的効果があり、積極的に誘致する必要があると考えます。

庁内では、各種会議を中心としたコンベンション誘致は商工観光部が担当し、スポーツ大会の誘致は主に教育委員会が担当しているため、スポーツコンベンション誘致を統括する担当部署がない状況であります。

スポーツコンベンション誘致の推進に当たっては、商工観光部と教育委員会が十分に連携を図ることに加え、庁内や関係団体との調整や情報収集を行い、誘致を総合的に行う担当部署を設置するよう強く要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第18号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第19号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第20号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願について申し上げます。

本請願については、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「財政の理由、あるいは少人数学級は効果がないことを理由に、教職員定数の改善に歯止めが掛かってしまった。この請願は採択すべきだ。」、「対GDP比の教育費が4パーセントに達しない状態を踏まえ、国が教育費の予算を付ければ、様々な課題も解決していくと思われるので、採択すべきだ。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「県内では、平成25年度に中学校3年生まで35人以下学級となったので、少し様子を見てから次の段階を考えた方が良いので、賛成できない。」、「国が、長野県などの35人以下学級を検証することで、教育効果も分かってくると思うので様子を見るべきだ。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第21号 「教育費無償化」の前進を求める請願について申し上げます。

本請願についても、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「多くの先進国で高校無償化を行っており、国際人権規約の留保撤回をした日本は規約違反である。」、「OECD諸国の中でも、対GDP比の教育費が4年連続で最下位という状況が続いており、教育費無償化は必要だ。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「ある程度所得のある方には、多少負担していただくという考えもあると思う。」、「所得制限を導入することによって生じた財源は、低中所得者への支援の充実に当てている状況もあり、これは意味のあることなので、賛成できない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第22号 地域高校の「30人以下学級」を求める請願について申し 上げます。

本請願についても、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「地域高校に通う生徒の中には学習面で困難さを抱えている生徒もいるということで、30人以下学級を求めていくことは必要であり、採択すべきだ。」、「少人数学級にすることは、地域高校の魅力をアップする一つの方策だと思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「地域高校には、様々な厳しい課題もあると聞いており、30人以下学級という切り口では、それらを解決するのは難しいと思うので、賛成できない。」、「通学区制度も絡んでおり、魅力ある高校にするだけでは生徒は集まらない現状がある。また、都市部の高校に通いたいという傾向もある中で、30人以下学級にすれば魅力ある学校になるという簡単な問題ではない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第23号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育 行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書提出に関する請願に ついて申し上げます。

本請願についても、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「子供を中心にして開かれた民主的な教育委員会のもとで、十分に議論して教育行政に当たることが求められており、そこに首長が絡んでくる、権限を持つことは教育行政にはなじまない」、「教育委員長と教育長を統合して新教育長とすることは、合議制による様々な意見の反映がどういう形でなされていくのか大変危惧する。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「首長と教育委員会の職務権限は変更されていないので、政治的中立性、継続性、安定性は担保されていると思う。」、「新教育長を教育行政の責任者として明確に位置付け、様々な教育問題に対する迅速な意思決定が期待されている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定い たしました。

続きまして、継続審査中の請願第8号 過労死防止基本法の制定を求める請願につ

いて申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「この請願は過労死等防止基本法の制定を求めていたが、国会では過労死等防止対策推進法という新しい形で成立する見通しとなっている。請願趣旨を踏まえれば、採択すべきだ。」、「過労死等防止対策推進法案は、まだ参議院で可決、成立していないので、請願趣旨を生かすためにも国に意見書を提出すべきだ。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国会では過労死等防止基本法案が撤回され、 過労死等防止対策推進法案が衆議院において全会一致で可決、参議院でも可決される 可能性が高いので、採択する必要はない。」、「過労死等防止対策推進法案が参議院 で可決、成立する見通しなので、国に意見書を提出する必要はない。」との意見が出 されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、継続審査中の請願第9号 労働者保護ルールの後退を招く改定の見直しを 求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「国での議論に歯止めを掛ける意味でも、この請願を採択して国に意見書を提出すべきだ。」、「労働者の実態について様々な団体が声を上げることで意見が集約されていくと思うので、方向性が決まってから請願を採択するのでは意味合いが薄くなってしまう。」との意見が出されました。

一方、継続審査とすべきものとして、「国の動向がはっきり見えてこないので、継続審査にすべきだ。」、「長野市議会としての方向性を出すためには、もう少し状況 把握をすべきではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、継続審査について諮ったところ、賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。